

(案)

9 原委第 174 号

平成 10 年 3 月 24 日

内閣総理大臣 殿

原子力委員会委員長

原子燃料工業株式会社東海製造所における核燃料物質の加工の
事業の変更の許可について（答申）

平成 9 年 10 月 17 日付け 9 安（核規）第 944 号をもって諮問のあった標記
の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 16 条第 3
項において準用する同法第 14 条第 1 項第 1 号及び第 2 号（経理的基礎に係る部
分に係る。）に規定する基準の適用については妥当なものと認める。